

障害福祉サービス事業者等に対する指導事例

【運営関係】

項目	サービス種類	現状及び問題点	指導事例	根拠等
従業者の員数	日中活動系サービス (就労定着支援を除く) 居住系サービス (自立生活援助を除く)	生活支援員が配置されていない。	生活支援員は最低1人以上配置すること。 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合にはその翌月から、1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間、サービス提供職員欠如減算が適用されることから(翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)、過去5年分自主点検の上、過誤調整を行うこと。	条例第52条 他
従業者の員数	全サービス共通	利用者がいないことを理由に、基準上必要な従業者を配置していない。	利用者がいない場合においても基準上必要な従業者を配置すること。	条例第7条 他
契約支給量(契約内容)の報告等	全サービス共通 (短期入所を除く)	サービス利用に係る契約の際(契約を終了した際)、受給者証記載事項を市に対し報告していない。 ※相談系サービスにおいては、「利用に係る契約をしたときに、その旨を市に対して報告していない。」	サービス利用に係る契約をしたとき、及び受給者証記載事項に変更があったとき(契約を終了したとき)は、受給者証記載事項その他の必要な事項を、遅滞なく市(障がい者支援課)へ報告すること。 ※相談系サービスにおいては、「利用に係る契約を締結したときは、その旨を遅滞なく市(障がい者支援課)へ報告すること。」	条例第12条 他 指定施設条例第19条 指定通所支援条例第15条 地域相談省令第6条 計画相談省令第6条 障害児相談省令第6条
サービスの提供の記録	全サービス共通 (計画相談支援、障害児相談支援を除く)	サービス提供の記録について利用者(通所給付決定保護者)の確認を受けていない。	サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を都度記録し、利用者(通所給付決定保護者)から確認を受けること。 ※療養介護、宿泊型自立訓練、共同生活援助、施設入所支援においては「その都度」の規定なし。	条例第21条 他 指定施設条例第28条 指定通所支援条例第15条 地域相談支援省令第15条
利用者負担額等の受領	全サービス共通	利用者(通所給付決定保護者)から利用者負担額(通所利用者負担額)又は指定サービスにおいて提供される便宜に要する費用の支払いを受けた時に、当該利用者(通所給付決定保護者)に対し領収証を交付していない。	利用者(通所給付決定保護者)から利用者負担額(通所利用者負担額)又は指定サービスにおいて提供される便宜に要する費用の支払いを受けた場合は、当該利用者(通所給付決定保護者)に対し領収証を交付すること。	条例第23条 他 指定施設条例第30条 指定通所支援条例第25条 地域相談支援省令第17条 計画相談支援省令第12条 障害児相談支援省令第12条
介護給付費等の額に係る通知等	全サービス共通	法定代理受領により市から支給された介護給付費等の額を利用者に通知していない。	法定代理受領により市から介護給付費等の支給を受けた場合には、利用者等に対し、当該利用者に係る介護給付費等の額を通知すること。	条例第25条 他 指定施設条例第32条 指定通所支援条例第27条 地域相談支援省令第18条 計画相談支援省令第14条 障害児相談支援省令第14条
工賃の支払等	生活介護 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型	生産活動に従事している利用者へ支払う工賃が、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額となっている。	生産活動に従事している利用者へ支払う工賃は、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額となるようにすること。 なお、就労支援事業会計の処理については「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」(平成18年社援発第1002001号社会・援護局長通知)を参考とすること。	条例第88条 他 指定施設条例第40条
工賃の支払等	就労継続支援B型	当該年度における目標工賃と、前年度に支払われた工賃の平均額を利用者に通知していない。	毎年度、当該年度における目標工賃と、前年度に支払われた工賃の平均額を利用者に通知すること。	条例第88条 他 指定施設条例第40条
勤務体制の確保等	全サービス共通	当該事業所の複数の職種に従事する従業者について、職種毎の勤務時間が明確に区分されていない。 (当該事業所及び同一法人の別の事業所の事業の複数の職種に従事する従業者について、それぞれの事業所・職種毎に勤務時間を明確に区分していない。)	指定事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。	条例第7条 他 指定施設条例第6条 他 指定通所支援条例第7条 他 地域相談省令第3条 計画相談省令第3条 障害児相談省令第3条
業務継続計画の策定等	全サービス共通	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定していない。	感染症や非常災害に係る業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。 業務継続計画を策定後は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。 また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。 ※非常災害に係る業務継続計画に基づく訓練は非常災害に備えるための避難、救出訓練とは内容が異なるものであること。	条例第35条の2 他
非常災害対策	日中活動系サービス (就労定着支援を除く) 居住系サービス (自立生活援助を除く) 障害児通所系サービス	非常災害(水害及び土砂災害等を含む。)に関する具体的な計画を策定しておらず、避難訓練等を実施していない。	消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、通報及び連絡体制を整備し、定期的に従業者に対し周知すること。 また、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。	条例第73条 指定施設条例第56条 指定通所支援条例第42条 災害通知

障害福祉サービス事業者等に対する指導事例

【運営関係】

項目	サービス種類	現状及び問題点	指導事例	根拠等
身体拘束等の禁止 (身体拘束廃止未実施減算)	訪問系サービス 日中活動系サービス (就労定着支援を除く) 居住系サービス (自立生活援助を除く) 障害児通所系サービス	身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていない。	身体拘束等の適正化を図るため、次の掲げる措置を講じること。 ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ②身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ③従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施すること。 なお、これらの措置が講じられていない場合は、身体拘束廃止未実施減算の対象となるので、市（障がい者支援課）に改善計画を提出するなど必要な手続を行うこと。	条例第37条の2 指定施設条例第60条 指定通所支援条例第46条
秘密保持等	全サービス共通	他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供することについて、利用者又はその家族から書面による同意を得ていない。	他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供することについて、あらかじめ書面により当該利用者又はその家族から同意を得ること。	条例第38条 指定施設条例第61条 指定通所支援条例第49条 地域相談支援省令第32条 計画相談支援省令第24条 障害児相談支援省令第24条
苦情解決	全サービス共通	提供したサービスに関する苦情を受け付けたが、当該苦情の内容を記録していない。	提供したサービスに関する苦情を受け付けた際には、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録すること。	条例第41条 指定施設条例第64条 指定通所支援条例第52条 地域相談支援省令第35条 計画相談支援省令第27条 障害児相談支援省令第27条
虐待の防止	全サービス共通	虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じていない。	虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じること。 ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ③①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置すること。	条例第42条の2 指定施設条例第66条の2 指定通所支援条例第47条 地域相談支援省令第36条の2 計画相談支援省令第28条の2 障害児相談支援省令第28条の2
会計の区分	全サービス共通 (療養介護、医療型児童発達支援除く)	事業の会計が他事業の会計と区分されていない。	会計の処理にあたっては、事業ごとに会計を区分すること。	条例第43条 指定施設条例第67条 指定通所支援条例第55条 地域相談支援省令第37条 計画相談支援省令第29条 障害児相談支援省令第29条
変更の届出	全サービス共通	事業所の平面図の変更に伴う届出を行っていない。	事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他施行規則（児童福祉法施行規則）で定める事項に変更があったときは、施行規則（児童福祉法施行規則）に定めるところにより、10日以内に、その旨を市（障がい者支援課）に届け出ること。	法第46条 施行規則第34条の23 児童福祉法第21条の5の20 児童福祉法施行規則第18条の35
業務管理体制の整備	全サービス共通	業務管理体制の整備に係る法令遵守責任者を変更したが、変更届を提出していない。	法令遵守責任者が変更になった場合には、速やかに業務管理体制の変更について市（障がい者支援課）に届出を行うこと。	法第51条の2、第51条の31 児童福祉法第21条の5の26、第24条の38
衛生管理等	全サービス共通	事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための措置を講じていない。	感染症の予防及びまん延の防止のための措置を講じること。 ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ②感染症の予防及びまん延の防止のため指針を整備すること。 ③感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施し、その内容について記録すること。	条例第36条 他
安全計画の策定等	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	障害児の安全の確保を図るため、指定事業所ごとに、当該指定事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という）を策定していない。	安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じること。	指定通所支援条例第42条の2

障害福祉サービス事業者等に対する指導事例

【運営関係】

項 目	サービス種類	現 状 及 び 問 題 点	指 導 事 例	根 拠 等
条例		青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例		
指定施設条例		青森市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例		
指定通所支援条例		青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例		
地域相談省令		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準		
計画相談省令		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準		
障害児相談省令		児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準		
指定通所支援解釈通知		児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号）		
災害通知		障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（平成28年9月9日障発0909第1号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）		
障害児日常生活費用通知		障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成24年3月30日障発0330第31号）		
就労留意事項通知		就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型・B型）における留意事項について（平成19年4月2日障発第0402001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）		
法		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		
施行規則		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則		
※「訪問系サービス」	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護			
「日中活動系サービス」	生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、療養介護、短期入所			
「居住系サービス」	共同生活援助、施設入所支援、宿泊型自立訓練、自立生活援助			
「相談系サービス」	地域定着支援、地域移行支援、計画相談支援、障害児相談支援			
「障害児通所系サービス」	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援			